

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部

食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会開催要領

1. 趣旨

我が国の食品用器具及び容器包装は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき規格基準が定められているが、その規制の仕組みは、既にポジティブリスト制度を採用している欧米の規制とは異なり、国際的な整合性がとれていない。

このため、有識者からなる「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を設置し、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、昨年6月に中間取りまとめを作成した。

この中間取りまとめを踏まえ、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 規制のあり方と目指すべき方向性
- (2) ポジティブリスト制度の具体的な仕組み
 - ・適用する範囲
 - ・ポジティブリスト制度の具体的手法 等
- (3) ポジティブリスト制度を円滑に運用するために必要となる仕組み
 - ・事業者間等の情報伝達を確保する仕組み 等

3. 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 検討会は、必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度求めることができる。
- (6) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課において行う。
- (7) 検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (8) この要領に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、座長が検討会の了承を得て定める。

(別紙)

構成員名簿

氏名	職名
伊藤 廣幸	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会専務理事
大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
小倉 寿子	(一社) 全国消費者団体連絡会政策スタッフ
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
小野 和也	(一社) 日本乳容器・機器協会技術統括委員長
重倉 光彦	ポリオレフィン等衛生協議会専務理事
中嶋 伊和夫	(一社) 全国清涼飲料工業会技術部長
西川 裕二	埼玉県保健医療部食品安全課長
野田 晴美	(公社) 日本食品衛生協会食品衛生研究所化学試験部化学試験課長
古橋 裕之	日本ポリプロ(株)品質保証部長
堀江 正一	大妻女子大学家政学部食物学科教授
松井 秀俊	東洋製罐(株) テクニカル本部基盤技術部製品アセスメントグループ主査
六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
森田 満樹	(一社) FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授